

第120回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年2月9日（金）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

樫 浩一（部会長）、會田 雅人、二村 真理子

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【専門委員】

小針 美和

【審議協力者（各府省等）】

千葉県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：三嶋課長 ほか

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官 ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第120回産業統計部会を開催いたします。

本日は、1月29日の部会に引き続き、農業経営統計調査の変更について、第2回目の審議を行います。部会の進捗状況を考慮いたしまして、日程を急遽追加させていただきました。急なお願いにもかかわらず、皆様、本日も御参加いただき、大変ありがとうございます。それから農林水産省の皆様も、どうもありがとうございます。

本日の部会では、前回審議できなかった部分の議論も進めてまいりたいと思います。調査系統・調査方法の部分など、前回の部会で宿題となっている調査業務に関するピフオー・アフター表などを見ないと審議が深まらないという部分も少なくないと思いますけれども、日程が限られておりますので、現在準備されている資料について、できるだけ説明をしていただいて、それに対する質問、意見を早めに徴して今後の審議につなぐという方向で進めてまいりたいと思います。

本日も、これまでどおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めていきますが、ウ

ウェブで御参加いただく皆様につきましては、ネットワークの状況で、途中、音声が届きづらなど不具合が生じる場合がございます。いつものことではございますけれども、その場合には御遠慮なくお知らせいただければと思います。

本日の審議は15時までを予定しておりますけれども、審議の状況によっては予定時間を過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合には、御予定のある方は御退席いただいで結構でございます。

なお、昨日、統計委員会におきまして、私から前回の部会審議の状況を御報告いたしました。出席委員の皆様から特に御発言はございませんでしたということをご報告させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、個別の審議に入らせていただきます。

まず、前回の審議の続きとして、オンライン調査の導入から審議してまいります。審議状況と論点の説明につきましては、前回の部会において終了しておりますので、資料2の審査メモに示された論点に対する回答、7ページから、調査実施者の農林水産省からの御説明をお願いしたいと思います。それでは、お願いします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省経営・構造統計課長の三嶋でございます。部会長をはじめ委員の皆様、今日は引き続きよろしくお願いいたします。また、総務省におかれましても、よろしくお願いいたします。

それでは早速、オンライン調査について、当方の考えを説明させていただきたいと思っております。

まず、資料2の7ページでございますが、イメージ図を御覧いただければと思います。上段から説明をさせていただきます。

農業経営統計調査につきましては、独自のシステムを使っているところでございます。つまり、セキュアファイル交換サービスにて電子調査票や決算書類等のデータの送受信を行っているという状況でございます。提出された当該データや回収した調査票に基づき、地方農政局等及び農林水産省本省において、クローズドの環境になりますけれども、農林水産省の独自のシステム（プログラム）によりデータの入力・エラーチェック・集計を行っているという状況でございます。

次に、イメージ図の下段になります。今般、調査の一部を民間委託ということに際しまして、セキュリティーが担保されているe-Surveyを用いて、Aグループ、Bグループともにデータによるエラーチェック・報告を行う予定でございます。

なお、集計につきましては、本省において農林水産省独自システムを利用しているところでございます。

データ入力・エラーチェック等において、民間事業者及び調査実施者が同じシステムを利用することによりまして、効率的かつコストを軽減した調査というのが実施可能であると考えていることから、e-Surveyを利用することにさせていただいたところでございます。

なお、今後のことではございますけれども、e-Surveyへのデータの添付、決算書類等

の資料等の添付が可能となれば、こちらの方も活用させていただけたらと思っているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問や御意見があれば頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、この部分につきましては、特に御異論もなかったと思いますので、御了承いただいたものとして整理をしたいと思います。

それでは、次の部分にまいりたいと思います。次回の標本替えに向けての対応というところでございます。まず、調査実施者から御回答をお願いいたしますけれども、これだけでは、次回標本替えが行われる令和9年調査までのスケジュール感がよく分からないということで、事務局をお願いをして全体的なスケジュール表を作ってもらいまして、本日、資料3で配布させていただいております。調査実施者の説明に続いて、資料3についても事務局から御説明をお願いいたします。

それでは、調査実施者の農林水産省から御説明をお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 説明をさせていただきます。令和9年調査に向けての報告者の選定・依頼を行う段取りということだと思います。

令和9年体系に予定しております標本替えを、誰が、いつから、どのような手順で調査対象の選定依頼を行うかにつきましては、今後の利活用のニーズや民間委託による補充選定の実施状況といったようなところも踏まえて総合的に検討をしていきたいと考えているところでございます。

今後の利活用ニーズにつきましては、食料・農業・農村基本法や主要施策の見直しといったところも踏まえて検討する必要があるということで、なかなか今の時点でこうだということではないのでございますけれども、また、民間委託につきましても、令和7年以降の民間委託による補充選定の状況を評価していきたいと考えているところでございます。

令和9年体系に係る総務省申請に向けて、営農類型別経営統計を取り巻く様々な状況といったものを加味した上で、標本替えに係る調査対象への説明を含め、段取りについては検討を進めたいと思っております。なお、現行のように、事前に承諾を得ることを前提とするという場合には、令和9年調査に係る調査実施前、令和9年末頃ではないかと思っておりますけれども、その頃までに選定・依頼を実施する必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局から資料3について御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 それでは、本日追加で配布をいたしました資料3、横長の表、こちらについて御説明をいたします。

上の枠囲みにも書いておりますけれども、この資料、先ほど部会長からお話がありましたとおり、論点への回答の8ページ、今、回答いただいた内容、この議論をするに当たり

まして、次回標本替えである令和9年調査に至る全体的なスケジュールイメージを作ってほしいとの御指示を受けて作ったものでございます。

作り方といたしましては、まず、今回なされた変更申請に基づいて計画が変わって、それが継続する場合を想定して、毎年の調査、令和6年、令和7年、令和8年、令和9年という形で、それぞれについて実施時期、配布から詳細公表までを置いております。

次に、一番下、これが令和9年調査になりますけれども、標本替えが行われるこの令和9年調査について、変更申請が行われるかどうかというのは現時点では明確ではないのですが、少なくとも民間委託の手続、あるいはサンプルの選定作業はあるということですので、大まかな時期を置いてみました。

さらに、仮に令和9年調査について変更申請がなされると、諮問、答申ということが発生いたしますので、それがいつぐらいかということで農林水産省にもお尋ねをして、諮問、答申のおおよそのスケジュールを置きました。

最後、仮に変更申請が行われるとした場合、それに先立って農林水産省の中で検討が行われると思うのですが、1か月あるいは3か月といった短期間でできるものではないと思いますし、何より検討の前提としては、今回の変更による実施状況、民間委託の状況といった情報も必要かと思います。

そこで、今回の変更により行われる最初の調査となります令和6年調査の実施状況が確認できる時期を示した上で、農林水産省にもお聞きして、その前後に検討期間ということで、オレンジの網かけで横長の箱を作っておりますけれども、この箱を置いているところでございます。

このように、言わば機械的に作ったものなのですが、この表を改めて作ると見えてきたことがありますので、口頭で少し補足をいたします。資料を御覧になりながらお聞きください。

1回目の部会において、前回変更したばかりなのになぜ今という御質問も出ておりました。私どもも下審査をする段階ではそう思っております、前回、令和3年調査の変更を起点に時系列の流れで考えておりました。審査メモの冒頭、背景事情の確認という部分もそういう論調で書いている次第でございます。

ですが、この資料を改めて作りますと、見えてまいりましたのは、今後も調査を継続していく中で、仮に令和9年の標本替えのタイミングで計画を再整備するとした場合に、令和6年調査のタイミングで民間委託を導入して、民間委託に関わる注意点、あるいは留意点というのを何らかの形で整理しておかないと、令和9年の標本替えに間に合わなくなる可能性が出てくるのではないかとということでございました。

このタイミングでなぜ変更してということにつきましては、追加で頂いている御意見もございますので、次回2月19日の部会で改めて回答がなされる予定かと思いますが、本日お示した資料3、横長の表が議論として参考になれば幸いです。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明について、御質問や御意見があればお願いしたいと思います。
小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 資料の整理をありがとうございます。

論点に対する農水省の回答は、内山統計審査官が説明された表が反映されたものと理解していいのでしょうか。ぱっと読むと、具体的なことがあまり回答からは得られなかったように感じました。資料3の表では、作業のタイミングや何をするかが明らかだったのですけれど、御回答には、あの表の趣旨が入っていると思っていいのですか、というのが質問です。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。

時系列で申し上げますと、農林水産省から審査メモの回答、今、御説明いただいた回答が8ページの部分が出てまいりまして、この文言だけだとなかなか分かりづらいなということもありましたので、この資料3を作ったということなので、私が説明した資料が後ということになります。

○小西臨時委員 この表に基づいて、この部分は具体的に書き換える御予定はあるのでしょうか。書き換えるというか、変わる予定はあるのでしょうか。

○樫部会長 少々答えにくいのではないかと思いますので、この表のイメージで、農林水産省の答えと齟齬がないかという観点で答えていただき、違うところがあれば、これは少し違うというようなことでお答えいただければと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 事前に総務省からも御相談いただいていたということもございますので、今の調査が引き続き行われるということで、特に違和感があるということではございません。

○樫部会長 分かりました。では、こんな感じで進むということでお考えいただければいいと思います。

○小西臨時委員 現時点では、「たれば」になってしまうかもしれませんが、予定とおりに実施された場合には、令和6年の結果が出た際には、令和7年、8年は調査の前には検討を行うなど、具体的な時期についての情報も今後の説明で具体的に入ると理解してよろしいのでしょうか。

○樫部会長 事務局、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 今のところ、8ページの回答そのものを何か書き換えてくださいとかというのは事務局としては思っていないくて、今後、2月19日の段階で、また追加質問の回答とかもなされますし、その中で、今後のスケジュールに関して、農林水産省として触れられる部分も出てこようかと思っておりますので、そのような中で、追加で回答いただくという感じで事務局としては考えているところでございます。ですので、この8ページを書き換えてもう一回出すというわけではなくて、これはこれとしてありつつ、2月19日に補足情報、追加情報があればお話しいただくという感じで考えておりますが、答えになっておりますでしょうか。

○小西臨時委員 分かりました。誰が、いつから、何をするのかといった点について、今後の審議も踏まえて具体的に御説明があるということで理解しました。ありがとうございます。

○樫部会長 宇南山臨時委員、手が挙がっていらっしやいます。どうぞ。

○宇南山臨時委員 宇南山です。ありがとうございます。

今回お示しいただいた資料3を見ますと、現時点で民間委託で変更を計画するというの
は何となく理解できて、いろいろな意味で、何で今なのだというところの答えにつながり
やすいのではないかなという意味で、非常にいい資料だと思っております。

ただ、ここは今回の変更申請に係わらなくなってしまうので、むしろ難しいのかもしれ
ないのですけれども、標本替えに向けて、暗黙のうちに標本替え自体を民間委託するとい
うことを想定されていると考えてよろしいのでしょうかというのが、第1点。

第2点は、もしそうだとした場合に、標本替えを伴わない調査を民間委託でやってみる
ということが標本替えそのものの準備として絶対的に役に立つというふうにお考えなのか。
なかなか、未確定な次回の話なのですけれども、なぜ今なのかの答えにつながるところで、
次回お答えいただくというのでもありだとは思いますが、その辺、少し教えていただけれ
ばと思います。

もう一つ確認なのですが、あくまで資料3というのは、事務局の方でこういう状況でし
ょうという理解であって、農林水産省の考えを示したものではないという理解でよろしい
ですかというのも確認させてください。

以上です。

○樫部会長 最初の質問は、資料2の3ページにある調査実務の流れというところの民間
と農林水産省の分担が次回の標本替えでもこのとおりになるということでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 御質問ありがとうございます。令
和9年の標本替えの際に、民間委託により標本替えをするかというのがまず1点目の御質
問であろうかと思いますが、幾つか考え方があろうかと思いますが。更に民間委託の範囲を
拡大する、しないとか、そのようなところも含めて、ここの表、資料3のところにござい
ますように、令和6年調査、更には令和7年調査といったところを見ながら、民間事業者、
この間にも補充選定の業務をやっていくわけでございます。そこがうまくいっているか、
いっていないかといったところの検証を行いながら、令和9年体系に向けた申請というの
はやっていきたいと思っております。その間で、なかなかこれは難しいねということであ
れば、また別のことを考えなければいけなくなる。うまくいけば、そのままやっていくと
いうことだと思います。

○樫部会長 分かりました。今の時点では決まっていなくて、結果を見て、また検討され
るということでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 検証していきたいと思えます。

○樫部会長 ありがとうございます。

2つ目の御質問のところは、事務局からお答えをお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官

この資料3ですが、あくまで事務局が作った資料ということでございます。令和6年、
7年、8年につきましては、今回申請された内容を単に当てはめただけということで、令
和9年も同じスケジュールであればということにはなりますけれども、諮問されるかどう
か、それから検討する時期とか、あるいは民間委託の手続とか、そのような時期に関して

は、正確にこの時期になるかどうかというのは、実際そのときにならないと分からないということもあります。確かに、作成する段階であまり見当違いのことは作ってもいけませんので、農林水産省にイメージは確認はいたしましたけれども、あくまで農林水産省の資料ではなくて、事務局が現段階でまとめた参考資料と受け止めていただければ幸いです。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○樫部会長 何かあれば、どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 2点目の御質問に対する回答、よろしいでしょうか。

○樫部会長 農林水産省から補足をお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 標本替えを伴わない調査をやってみる可能性があるのか、すみません、もしかしたら意図を間違えているかもしれませんが、そういう御質問であったかと思えます。

基本的には、農林業センサスに合わせて標本設計を行っていくということでこの調査をやっておりますので、少なくとも令和9年体系に向けて、2025年の農林業センサスを踏まえた標本設計の変更、母集団情報の変更ということがありますので、それを踏まえた対応ということはしていかなければいけない。あと、標本選定を伴わない調査ということについては、例えば、特に報告者に事前をお願いをしないで、ばらまいて回収をするというやり方もあるのではないかと思いますけれども、現行の調査票を前提とする上では、事前にやらせていただきました試行調査の結果からも、回収率、あとは中身を見ても、うまくいくという形ではないのだろうなと思っているところでございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問のある方、お願いいたします。

少し私の感想を申し上げさせていただくと、これはまだ決まっていないところもたくさんありますし、仮にこの変更を認めて、それを実際やったらすれば、その結果を見てまた考えるということになると思います。今の時点で何か詳しく、答申とかそういうところに書き込むということは難しいと思うのですけれども、当然、こういう変更が必要になるということは予想されるわけで、それに向けて何か役に立つようなことを答申の中に我々の意見としては盛り込むということも、この後、整理の段階では考えていくことが必要かなと思っております。

次回、民間委託のいろいろな話をするとところで、また改めてこの話が出てくるかもしれませんが、ここで特に取りまとめはいたしませんので、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、続きまして、調査事項の整理・削減というところに進めたいと思います。この部分の審議事項といたしましては、調査事項の整理・削減、それから、ロングフォーム・ショートフォームの統合、プレプリントの拡大の大きく3つに分かれております。

最初に、調査事項の整理・削減について審議をいたします。それでは、事務局から審査状況と論点の説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの7ページを御覧ください。
今回、調査事項の変更について計画されています。

アのところですが、前回の部会でも説明しておりますが、本調査は経理状況について詳細な回答を求める調査であり、報告者の負担が重いものです。そこで、今回の計画の変更にあたって、当初は調査事項を思い切って減らして調査を軽くしてみようということが想定されていて、事前に実施された試行調査においても、それを前提に実施されました。

しかしながら、イのところですが、試行調査実施後の検討において、基本的な方針は変わらないものの、幾つか調査事項については削除を取りやめるなどして、当初よりも小規模な整理・削減がなされることになったとのことでして、図表3-1では、試行調査で削除するとしていた調査事項をその後の検討により削除を取りやめて継続把握とされたものをまとめております。

また、下の図表3-2では主な変更事項をまとめておりますが、更に詳細な調査事項の変更については、画面に映しますが、別添4において調査票の構成変更とともにまとめております。

これに対する審査状況といたしまして、審査メモの8ページのウのところになりますが、調査事項の整理・削減については、その方向性を否定するものではありませんが、これまで調査事項の削減は利活用上困難であるとしてきた農林水産省の姿勢が今回変更されていること、試行調査の結果を受けて、当初の予定から削減規模が小さくなっていることなどから、論点といたしまして、今回の変更計画の立案過程、具体的には試行調査の前後ということになりますけれども、そこにおいて、調査事項の見直しについて、どのような考え方の変遷があったのか。調査事項の見直しに当たり、調査現場の意見や利活用について、どのように配慮されたのか。

また、論点の④のところですが、本調査については、以前から諮問審議の都度、デジタルデータの活用、DX化が話題になっておりますが、なかなか計画の効率化につながっていないと思います。そこで、何がネックなのか、そもそも中期的に実現可能性があるものなのかについて率直にお聞きしたいと考え、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。

それでは、論点は4つございますけれども、調査者から説明をまとめてしていただきまして、そして、前回同様、議論は1つずつ順番にさせていただきたいと思います。

それではまず、御説明をお願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、説明を順にさせていただきます。

まず、資料2の9ページでございます。今回の計画変更の過程における考え方の変遷ということでございます。背景については、審査メモの論点への回答の1で説明をさせていただいたとおりでございます。

今般の見直しの検討に際しましては、将来的な完全郵送自計調査というのも想定をいたしまして、最大限調査項目を削減した調査票ということで、まずは試行調査を実施させて

いただきました。

試行調査におきましては、これまで御覧いただいているとおり、現行の客体以外の客体に対して無通告で調査を行ったということでございますが、今回の試行調査の調査対象からの回収率は49.1%という状況でございました。ただ、記入漏れなど一つの項目でも補完が必要な項目といったようなものが存在した経営体が少なからず存在をしたという状況でございます。事前に客体の了解を得ずに、このような形で行う完全郵送自計調査を採用した場合には、調査精度の維持が困難と判断をさせていただきました。

その試行調査の結果を踏まえて、調査票について、報告者の負担軽減を図るといふこととともに、記入漏れ、誤記入といったようなところが見えてきましたので、そのようなところを防止するため、試行調査の結果を踏まえて、1番目としましては、調査票の記入に代えて当該事項が記載された資料提供による回答も可とする。2番目としましては、記入漏れ、誤記入防止のためのプレプリントを拡大したい。3番目としましては、調査項目について、未回答か該当なしといったところを判断するチェック欄を追加したり、要は、未記入であっても、未回答なのか該当なしなのかははっきりしないというところがございますので、このようなことをしていく。4番目としましては、補完率が高かった項目について、記入を促すための説明を追加するといったところの工夫をさせていただいたところ です。

さらに、現行調査に既に協力いただいている経営体という方を対象に民間委託への移行を説明し、調査協力を得ていくことにしたいと考えているところでございます。

また、必要に応じまして、郵送自計だけということではなくて、民間事業者の調査員を活用することなどにより精度を維持していきたいと考えているところでございます。

なお、この見直しと並行いたしまして、利活用の便を考慮し、再度、調査票全般の検討を行わせていただきました。これは記帳負担を増やさないということを前提に、少し見直しをさせていただいたところでございまして、具体的には、例えば、生産概況の欄でございすけれども、品目を大きくくりにしていたといったようなところで、逆に定義が分かりづらくて農家に無用の混乱を招くのではないかとということで、ここは元のスタイルに戻した方が記帳しやすいのではないかとということで戻しております。

次に、労働者につきましても、年齢把握について、例えば65歳で区切るとか、男女別とか、研修生の受入れ状況を把握といったようなところで、いずれも記帳負担が少なく、かつ報告者の経営実態を検証する上で有効であるのではないかとということで必要性を判断させていただいたところでございます。

次に、資料2の10ページの論点、調査現場や利活用への配慮についてでございます。

調査現場の御意見につきましては、調査対象自らの記帳の実現性というのを判断するために、現行の調査系統である地方農政局等の職員・調査員、現在の営農類型別経営統計に協力いただいている一部の調査対象、客体に対しまして、調査票の案を基に記入の難易度について聞き取りを行わせていただいたということでございます。おおむね自計可能という回答が多かったわけでございますけれども、回答に窮した場合のコールセンターの設置やプレプリントの導入といった要望があったということでございます。

また、この利活用につきましては、本調査は農業行政の基礎資料を整備することを目的としておりますが、これまで行政上の利活用を踏まえ、調査項目が広範であり内容も詳細であるといったようなことで、報告者負担が大きかったというところがございます。利活用部局に対しまして、調査項目ごとにその必要性というのを更に再度、我々の方でも確認をさせていただいたということがございます。

また、見直しに際しましては、幅広い利活用ニーズにも配慮する必要があるのではないかとございまして、経営収支等の主要な項目の把握については継続をするということで整理をさせていただきました。

次に、資料2の11ページでございます。調査事項について、更なる整理が必要かどうかという御質問だと思います。

調査項目につきましては、報告者の負担軽減を図るとともに、利活用ニーズを反映して設定をしているというところがございますが、あわせて、郵送自計を目指すという観点からの調査票の改善、例えば、回答のしやすさという視点もあろうかと思えます。食料・農業・農村基本法や主要施策の見直しなどを受けた今後の利活用ニーズや調査対象経営体の自計の状況といったようなことも踏まえながら、更に改善の余地がないかなどは、令和9年体系の申請に向けて、このような点についても検討していきたいと考えているところがございます。

最後に、資料2の12ページのところでございます。デジタルデータの活用に係る検討状況についての御質問ということだと思います。

令和3年度に実施したデジタル化に向けた取組の中では、調査の効率化に資するよう農業経営体が有するデジタルデータによる調査項目の把握を検証するため、「労働の概要」等について生産管理ソフトデータからの把握、「経営収支」については、会計ソフトのe-Taxデータからの把握に係る調査研究を実施したということがございます。

この結果、「労働の概要」等につきましては、ソフト利用者のデータといったところを確認したところ、一部の作業等に特化した整理ということございまして、経営体全体での情報がなかなか整理されていない状況であった。現段階において、上記経営管理ソフトにより、労働時間やe-Taxを整備している経営体がそもそも少ないといったようなこと。当該データを入手するためには当該調査対象、会計士やJAなどへの個別の提供依頼・データ受渡しを行う必要があるといったようなところで、現時点ではまだ課題が多くあるという状況でございます。

今後とも、ここについては諦めるわけではございません。スマート農業技術や記帳代行サービスの活用に係る農業経営体への普及状況、e-Tax情報の活用、可能性等を注視しながら、引き続きデジタルデータの活用の実現に向けて検討を深めていきたいと考えているところがございます。

以上でございます。

○**樫部会長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の論点について、順に議論を進めていきたいと思えます。

それではまず、論点の①、調査事項見直しの考え方の変遷の論点に対する回答について、

御質問や御意見など頂ければと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 調査項目は調査計画の変更時にしか変えられないので、そこに合わせて準備をしていくと思うのですが、その場合の調査項目を検討するプロセスについて、今回は、まず試行調査時に検討された。次に、今回の申請のために調査項目の検討を農林水産省内部で行われたという理解ですよね。この項目は回答しやすいとか、今回の場合、例えば試行調査での回答率がどれぐらいだったとかということ踏まえて、回答のしやすさや、これは調査項目として入れるべきなり直すべきといった検討は、どのようにされているのでしょうか。今回、生産概況について、試行調査では品目の大きくくり化がなされ、その後元に戻っていますが、それぞれ、どういう判断がなされて、その結果こう変えたというところがもう少し明確に見えると、今回この結果になったということが少し分かりやすいかなと思っております。

○樫部会長 農林水産省、どうですか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 例えば生産概況について申し上げますと、大きくくり化をしたのは我々と利活用部局との調整の過程において、ここは大きくくり化をしてもいいのではないかという話がありました。試行調査もそのような形でやらせていただいたということではございますけれども、試行調査を振り返り、その後の我々の中の検討においては、書きやすさという観点からすると、見かけ上は大きくくりでもいいのですが、細分化した方が書きやすいのではないかとということで、そこは再度、今回の総務省申請の前に見直しをさせていただいたということでございます。

○樫部会長 恐らく書きやすいかどうかという問題だけではなくて、政策上どうしても必要な項目であるとか、そういうもの等いろいろ勘案して、今回の申請に至っていると私は理解しています。

○小針専門委員 それ自体はそう理解をしていて、当然、それらのバランスだということは承知しています。ただ、そのときに、今までであれば職員等のサポートがあるので、ある程度は書けることを前提にして調査票の項目を考えてきたと思うのです。今回、郵送自計ということ踏まえて調査票の中身を変更されているわけですが、そのときに、これは書きやすい、この項目はこの形であればきちんと書けるとか、これだと難しいという判断をどういう形で検討されているのかというところがもう少し具体的に分かるという点。例えば、それは試行調査のときに、この項目はこの回答率でこれぐらいだったからというような定量的な材料があって、それを基に判断されているというものがあるのか。この先、調査票の項目を検討されるときに、どういうことを基準に、どういうふうに作っていくのかというのは一つの論点になると考えます。今後、調査票の変更を考えるときには、きちんと書いてもらえることをある程度、確度をもって判断を付けるには、定量的な検証なども必要になってくるのではないかなと思っております。

○樫部会長 調査票の変更はそう頻繁に行われることではないので、決まったやり方があるわけではないのだと思うのですが、何かそういうものはあるのでしょうか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省統計部の小林と申します。よろしく申し上げます。

御指摘ありがとうございます。今回の調査項目の決定という過程なのですが、まず、試行調査を行うときに調査項目をどのように決めたかという、報告者の負担が大きいということについて、利活用部局に説明した上で協議を進め、ここの部分は削除しても大丈夫という調査項目があれば、削除し、調査項目を固めていったというのが第一段階でございます。その後、試行調査を実施した結果、例えば労働の概況の部分において、人数は書いているけれど労働時間は書いていないなど、そのような回答状況があった場合について、分かりやすい注意書きを入れるなど、試行調査後にそういう形での調査票自体の見直しをしております。

先ほど三嶋課長の回答にもありましたが、記入がなかったのか、それとも記入漏れであったのか、判断が付かないところが多少ありましたので、そういうところについては、該当の有無欄を調査項目として追加して、回答があったのか記入漏れなのかを明確にするなどの対応を図っています。

(音声切断あり)

申し訳ございません。試行調査につきましては、試行調査を始める前に利活用部局の方と、この項目でいいのかどうかという形で調整をしまして、それで実施をしております。もちろん、決めるときに客体の負担軽減とかということもありましたので、そのようなことも説明しながら調査項目を決定したところで。

その後、試行調査を実施しまして、試行調査の結果で、先ほど申しましたように、例えば労働時間のところとか、時間は書いているけれども日数は書いていないとか、そういう状況を踏まえ、分かりやすい注意書きを追記するなどの対応や、記入がなかったのか、それとも記入漏れだったのか判断がつかない調査項目については、該当の有無欄を設けることにより、明確に判断が可能となるよう対応を図ったところでございます。そのような形で試行調査の結果を踏まえて新しい調査票を作成しております。

その後に、総務省へ申請する前にもう一度、利活用部局の方に、この調査票で総務省へ申請しますという形で協議を行い、そこで出てきた意見を踏まえて、今、申請に至っているという流れでございます。

○小針専門委員 分かりました。詳細な御説明ありがとうございます。その辺りのプロセスが見えずに、中身の変わったところだけが見えると、どう変わったのかが少し見えなかったもので、そこを確認させていただきました。ありがとうございます。

○樫部会長 小西臨時委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○小西臨時委員 試行調査をされたということは、とても重要だと思っています。以前いただいた資料1-1の5ページの試行調査の結果概要を見ると、現在回答していない人たちにランダムに調査した場合の回収率を知りたく、その結果が回収率49.1%だと理解しました。調査設計時に、高い回収率を得るために、試行調査では調査項目を削除したというふうに私は理解しています。それを本調査では、調査項目の量と内容を戻して、でも自計調査の結果は、試行調査の結果しかないの、試行調査の結果で記入しやすい項目、しにくい項目を洗い出して、本調査の項目選定に反映したということだろうと、理解をしま

した。

ですので、先ほど小針専門委員もおっしゃっていましたが、試行調査での調査項目の選定の基準や目的などをもう少し御説明いただけるといいなと思います。今の御回答では、そこが分かりづらいところがあり、本調査の調査項目に試行調査の調査項目での回答率や回収率が参考にできるのかがもう少し分かりやすいといいなと思います。試行調査の結果でも、項目によって未記入率がかなり異なりますので、試行調査でわかった記入のしやすさ、しにくさ、それをどう本調査の際には工夫するのが御説明があるといいなと思います。

実際、試行調査で減らした項目を、本調査では増やしたとおっしゃっていますが、今回の本調査で、本当にただ増えてよかったというのか、増やしているように見えるけれど、実は減ってしまった項目があるのかを御説明いただけるとありがたいです。

○樫部会長 少し私の感想を申し上げますと、今回、試行調査をやったりして、どちらかといえば、調査票の変更はかなり慎重にやったという印象です。多くの場合、試行調査をやる余裕がなくて、必要性とか、多分こうやれば答えやすいだろうという見込みだけでやっていて、これをやれば何%回答が上がるとか下がるとか、そういう確証なくやっていることが多いと思います。これは私の想像ですがけれども、いろいろな変更をされていて、上がるか下がるか、何となく方向性は分かりますけれども、結果がどうなっているかというのは、やはりやってみないと分からないというところもあるのではないかと思います。

それから、重要性についても、将来の利活用の状況など勘案していろいろと苦労して決めていらっしゃるのだと理解をしております。こんな感じでしょうか。何か補足されることがあればお願いいたします。

なかなか小西臨時委員のおっしゃるように、きちんと実証して、例えばこれだけ変更したので、何%回答率は上がると見込んでいるのかと聞かれてもなかなかお答えは難しいのかなと思うのですけれども。

○小西臨時委員 何%になるのかは私も分かりませんし、誰も分からないので回答いただかなくてもいいのですけれども、民間委託をするときに、かつ自計になるので、試行調査で回答率が低い項目については、民間事業者にとっても苦労する項目になると思います。それでもやはり必要な項目は調査し続けなければいけないと思うのです。なので、必要なものが入った調査票になっているか、そして実現可能性があるかということが知りたくて質問しました。試行調査を経て分かったことと、今回変えた調査票との関係が具体的に分かるといいなと思い、質問しました。

○樫部会長 事務局、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。内山でございます。

この調査はもともと、すごく調査項目が多くて、試行調査も行い、本申請に至る過程で、すごく出入りがあったと聞いています。私どもも審査メモを作るときに、どういうふうにお見せすればいいだろうといういろいろ悩んだ結果が今、お手元にある資料なのです。審査メモでいうと、7ページのところで、図表3-1、3-2とありますけれども、試行調査の

ときには削除を想定していた、削っていたのだけれども、その後の省内再検討で戻ったということ。図表3-2というのは、その結果として今回出てきた変更内容というのを概要で書いたのです。

これだけですと網羅できていないので、審査メモの別添という形で付けた別資料がありますけれども、通しページを振っていますけれども、その23ページ以降、23ページが構成の変更、24ページ以降が細かな変更で、追加・変更・削除という区分はしましたが、それでも決して分かりやすくはなっていないかもしれません。

ですので、調査事項ベースで何か新たに資料を作ってくださいと、かなり論点を絞らないと難しいかなというところが事務局の印象です。ただ一方で、先ほど小針専門委員もおっしゃっていましたが、今回どういうプロセスで、調査事項を検討されたかという大きな流れというのでしょうか、これが今回限りのものなのか、将来的に、令和9年とかその先の調査事項の検討のときに使われるスタンダードな省内検討のプロセスなのかというのは分かりかねるのですけれども、少なくとも今回、申請を出された際のプロセス、流れ、こういうことがあって、こういう要素に考慮して試行調査をやったのだけれど、試行調査の結果として、こういうふうな整理をしましたという大きな流れとして書いていただくだけでも、将来につながる資料になるかなと。あと、短期間の中で作っていただき得る資料、現実的な資料としては、そんな感じかなとイメージをしたのですが、農水省さん、いかがでございましょう。

○小針専門委員 すみません、私の方から。私の趣旨は、今回、最後に出てきている調査票の項目自体はこの形で、品目も含めて見直された形になったので、農業者なり報告者の立場からすると、書きやすくなっているなど感じていて、変更がなされたことが悪いとは思っていないのです。むしろ、きちんとそういう形でいい方に変えている面もあるので、今回どういうプロセスでということが理解できてということが分かればということなので、そこは事務局がおっしゃっていただいたとおり、簡単にどういう流れなのかというのが分かれば、それはそれでありがたいなと思っています。申し上げた趣旨は、悪いと言っているわけではないので。

○樫部会長 今、この場ではとりあえずここで引き取って、お答えになるか、どういうものを出すか、御相談ということでいかがでしょうか。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 先ほど申し上げたようなことを書く分にはあり得ると思いますけれども、基本的には、我々が想定している変更の内容において、影響のあるところに聞くということには当然なってくると思いますし、今回の場合であれば、昨年来、利活用部局とは調整をさせていただいて、その結果を踏まえて、地域の実際の調査員なり客体の方にもお話をさせていただいて、ヒアリングの結果を踏まえてまた試行調査の実施など、そういうのを何度かやっているわけでございます。なので、まとめてもいいのですけれども、シンプルなものになる可能性があるかなという気はしております。

○樫部会長 少し口頭では分かりにくかったかもしれませんので、何かメモにさせていただいてお答えするというので、取りあえずこの場は次に進むということで。小西臨時委員、

そういうことでよろしいでしょうか。

○小西臨時委員 はい。それでお願いします。ありがとうございます。

○樫部会長 分かりました。簡単なメモにして、またお見せするというにしたいと思います。

それでは、今のところは、もう一度回答を作るということで、ほかに御意見とか御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 宇南山です。今のところを蒸し返すわけではないのですが、少し全体の流れを追えていないので、もう一度確認させていただきたいのですが、調査事項の変更、審査メモの論点への回答で今回の見直しの背景について書かれていて、「最大限調査項目を削減した調査票」という表現があって、今日の話はいろいろあったのですが、結局のところ、調査しなければいけない項目と調査できる項目でせめぎ合いがあって、見直しが必要だという話だと思ひまして、その意味では、調査しなければいけない項目に対して調査できる項目の方が少ないから問題になるのだと理解しています。

その意味では、試行調査をしたときに最大限調査項目を削減したということは、農林水産省としては、最大限削減したというのは絶対に必要な項目だし、この中で調査できないものはどれなのだとすることを試行したと読める文章がここに書いてあって、やってみた結果、調査精度があまり高くなかったと言って、調査項目が増えるというロジックが見えて来ないので、今度、メモを作っていただけという話なのですが、「最大限調査項目を削減」の意味というのを少し明白にさせていただくと助かるなと思ひました。

今すぐ御回答いただかなくて、今度作っていただくもので構わないのですが、私が少し気になったのは、最大限調査項目を削減したというのは、絶対に必要な情報だと理解していて、その中で調査をしたのに、調査精度が低いから増やすというロジックが不明確だということだけ指摘しておきたいと思ひました。

以上です。

○樫部会長 どうぞ、お答えをお願いします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 御質問ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、最大限項目を削減したということは、その時点で利活用部局と相談して、ここだけは是非残したいといったようなところを残した上で、調査をさせていただいたというところがございます。

試行調査を踏まえていろいろな調査票の検討が必要な点というのが出てきたので直したというところは、審査メモの論点への回答の9ページ、4のところに書かせていただいたとおりということでございます。

最大限削減したもので回収率が低かったのに戻したというところなのですが、そこは、戻したというところの考え方なのですが、その下の5のところに書かせていただきました。基本的には、現行の客体を対象に調査依頼を行うとか、あとは、必要に応じて、先ほどは完全な郵送自計ということであったのですが、調査員の活用というのも視野に入れるといったようなことを踏まえまして、むしろ、書きやすさという観点からもう

一度調査票を眺めてみたときにどうなのか、あとは、利活用という点を踏まえて調査票を見たときにどうなのかといったところで、客体の記帳負担を増やさないということを前提に見直しをさせていただいたということでございます。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。つまり、農林水産省的には調査項目が少ない方が調査負担が少ないと思っていたけれども、むしろ調査項目が多い方が調査負担が少ないということもあり得たという理解でよろしいでしょうか。

○樫部会長 どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 おっしゃるとおりです。例えば、まとめて書くというのは、それはそれでまた負担になるところもございますので、細かく書き分けた方が書きやすいといったようなところはございます。先ほどの生産概況のところもそうでございますし、また、後ほど御審議いただきます集計事項のところでも、例えば野菜について細かく書いた方が回答者としては回答しやすいといったような事情もございました。ですので、記帳のしやすさを求めるがために項目を減らすだけではなくて、物によっては増やした方が書きやすいといったこともあろうかと思っております。

○宇南山臨時委員 分かりました。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

では、今日のところはこの議論はここまでということにさせていただいて、先ほど少し宿題もありましたので、それも踏まえて、また改めて議論したいと思います。

取りあえず、今日は次の論点②に進みたいと思います。②調査現場の意見等への配慮というところに進みたいと思います。

これについて、御意見、御質問のある方、お願いしたいと思います。

論点②のところについては、特によろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がなさそうですので、ここは終わって、次の論点③のところに進みたいと思います。

論点③のところ、調査事項の更なる整理の必要性についての御質問、御意見があればお願いをしたいと思います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 恐らく論点の①から③までが、中身としてはほぼ共通するような中身になっていて、先ほどの御説明にあったとおり、例えば、くくらない方が書きやすいというのは、例えば、もともとの品目ごとで数字が既に出ているものをわざわざ合算するよりは、それぞれ出ているものをそのまま記入するという方が、書く数は多いかもしれないけれども、実際の手間は少なくて済むであったりだとか、あと、交付金だと、名称でそのまま出して転記した方が書きやすいというような、農業者の手元にあるデータも考慮して、どういふものだと書きやすい、そういうところも含めて書きやすさが判断できると思います。令和9年調査に向けて、きちんと調査票の項目を見直さなければいけないということを考えると、どういう観点なのか、何を根拠に変更したのかが分かると今後につながると思いますので、よろしく願いいたします。

○樫部会長 恐らくこの次の標本替えのときには、今まで調査を受けたことのない人たち

が回答するわけですから、それに向けて、どういうことが起こるかということもあります。それから今回、仮に民間委託で郵送でやるとすれば、その結果を見て、また、どれぐらい返ってくるかということも調査項目の変更とか、あるいは調査票の書き方の変更とか、そのようなところに関わってくるかと思えます。その辺もまた、いろいろ検討していただけるかなと思います。

ほかに、御意見や御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

先ほども課長から、令和9年に向けて更なる検討したいという言葉もありましたので、今の論点①から③まで、特に③のところについては、特にこれ以上、御質問、御意見がないということで先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、④のところにまいりますけれども、④について、御質問のある方、御意見、御質問があればお願いしたいと思えます。

よろしいですか。宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。調査研究をされているというのは非常にいいことだとは思いますが、結局、最大の難しさというのは、e-Taxを整備している経営体が少ないとか、調査客体側の問題が大きかったり、もしくは、会計士とかとの連絡が難しいというようなことだとすると、引き続き検討を進めるといっても、無理やりe-Taxを使えとか強制するのは難しいということを前提にすれば、調査研究の結果としても、しばらくは無理ですということをおっしゃっていると理解してよろしいでしょうか。

それとも、何か近いうちにここで出された課題が改善する見込みがあると考えているのか、検討を進めるといったときに、もはや課題が明らかならば、無理なら無理ということなのではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

○樫部会長 いかがでしょう。農林水産省、どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、なかなか今の時点で見通しがあるというわけでは正直ございません。ただ、そうはいつでも、世の中デジタル化が進んできているという状況をよく見ていくのだからなとも思えますし、e-Taxの活用状況等も見ながら、引き続き、これらの課題については、諦めることなく検討を続けていきたいと思っています。今の時点で、例えばこれができなさそうだというのが見えているわけではございませんが、引き続き検討していきたいと思っております。

○樫部会長 ありがとうございます。

少し個人的な質問で申し訳ないですが、経営のいろいろな数字については納税のときのデータを使っているわけですが、これは、納税しているわけですから、本当は国税庁からデータがもらえれば一番話は早いわけですが、それはかなり難しそうだということですね。利活用のやり方がよく分かっていないのですが、かなり集計された形で提供されても意味があるものですか。それとも、例えば、農業のモデルが20ぐらいあるとおっしゃっていたのですが、かなり個票のように細かい数字がないと、経営状況を見るときに、相当細かい状況までないと使えないというものなのではないでしょうか。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の小林です。

確かに本調査でも細かくデータを取っております。利活用部局も、施策を検討するときには、個票をお渡しして自分たちで分析をすることもあります。そのようなときは細かく本調査の結果、個票を使って分析をしていると認識をしております。

モデルを作るとか、あと、施策をやっていくときはそういう細かいところも必要であると思うのですけれども、よく使われるのは、農業粗収益というところとか、経費は幾らとかある程度まとまった数字や、経費の中でも、今、飼料費が上がっているからそういうのは幾らというのも使われているというのが現状でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。大分昔の話なのですけれども、私はイギリスの統計局に行ってヒアリングしたことがあって、イギリスも税務当局からデータを得るのが非常に難しく、自分たちは本当に個票のデータには触れない。このように集計したものを欲しいと言うと、向こうで集計して作ってくれるという話を聞いてきたことがあります。もし集計したものであってもかなり使えるのであれば、日本も、今の時点ではそういう制度はありませんけれども、そういう方向にいけばいいと思います。国は納税のデータなどを持っているにもかかわらず、それをまたお金をかけて改めて調査するという状況です。その改善ということも、長期的な統計の計画の中ではまた議論することも考えていかなければいけないのではないかと、今回の議論で感じました。個人的な感想を言って申し訳ありません。

④のところについては、なかなか現状、いろいろ努力をされているけれども難しいという状況だけでも、頑張りますというお話を頂いたということで、これ以上御質問とか御意見がなければ、次に進ませていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ここまで進んだということで、次に進みたいと思います。ロングフォームとショートフォームの統合、それから、プレプリントの拡大というところに行きたいと思えます。

それでは、次に、前回変更で設けたロングフォーム・ショートフォームを統合する、それから、以前から行われているプレプリントの範囲の拡大について、審査メモは一括して記載されておりますので、事務局からまとめて御説明をお願いしたいと思います。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 審査メモの9ページになります。今、部会長からもお話がありましたけれども、今回、個人経営体用の調査票について、ロングフォーム・ショートフォームの統合、また、プレプリントの事項の拡充について計画されておりますので、まとめて説明いたします。

まず、あのロングフォーム・ショートフォームの統合についてですが、営農類型別経営調査の個人経営体調査票につきまして、報告者負担及び事務負担の軽減を両立させるため、令和3年の変更において、全ての調査事項について回答を求めるロングフォームと、基本的な事項のみを回答させるショートフォーム方式を導入しましたが、今回、農林水産省は、9ページの（イ）のところになりますけれども、実際導入してみて、職員または調査員が報告者の経営状況等を確認し、調査票を配り分けていたが、調査期間内で主副業の変更により適切に把握できない事例があったこと、また、調査事務を民間委託すること等に伴い、

より効率的な調査とする必要があったことから、今回、この2つの調査票を統合することとしています。

次に、10ページのイのプレプリントの拡大の方について説明しますが、本調査では、5年間継続して報告者に回答を求めておりまして、ヒアリングを行った際に、前年値のプレプリントをしてほしいと要望されたことを受けまして、農林水産省ではこれまでも一部対応していたことに加えまして、今回、経営体の現況を把握する項目を除く全ての項目について、前年実績値をプレプリントすることを計画しておりまして、調査票のイメージとしては、11ページの図表6のとおり、グレーのところの前年の値が印刷されるような形のことを考えていらっしゃいます。

これらの審査状況といたしまして、まず、ロングフォーム・ショートフォームについて、10ページの（ウ）にまた戻りますが、民間委託に係る業務の効率化の対応であること、統合後もロングフォーム・ショートフォームの効果が残ることなどから、特段異論はないこと、また、プレプリントの拡大についても、これまでの調査員、職員の聞き取りによって調査票を作成する他計方式を報告者自ら記入させる自計方式を中心とするということもあり、一層の記入支援が必要ということで、その対応については否定しないとしています。

しかし、ロングフォーム・ショートフォームにつきましては、報告者が継続する期間内に統合する理由・必要性は何か、論点を立てております。

また、プレプリントの拡大につきましては、多くの項目でプレプリントをしますので、同じ回答をなされた場合に、こういった対応を想定しているのか確認する必要があるとして論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御回答の方は、回答の文書の方も分かれておりますので、最初にロングフォーム・ショートフォームの統合のことについてお答えをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 それでは、説明させていただきます。ロングフォーム・ショートフォームの統合についてということでございます。

営農類型別経営調査については調査事項が広範であり内容も詳細であるということで、報告者負担が大きいということでございまして、政策部局の利活用に応えつつ、報告者の負担軽減を図り、調査を継続していくべく、令和4年体系においてショートフォーム・ロングフォームを導入し、ロングフォームにおいて「担い手」に相当する経営体の情報を重点的に詳細に把握するという見直しを行ったところでございます。

令和4年調査の実査段階において、調査依頼時に当該経営体の状況を確認した上で当初の主副業区分別に基づき調査事項の説明を行った上で、ショートフォーム・ロングフォームの配り分けというのを行ったわけではございますが、調査期間内において、経営状況の変更により主副業区分を変更するなどの事案が生じているということでございます。

このように、経営状況等が違っても調査項目を適切に把握することが可能となるように

今般の見直しによって、調査票の一本化を図っていきたいと考えているところでございます。

さらに、民間委託の効率化の観点から申し上げますと、従来のとおり、調査票の配り分けを実施する場合には、事前に主副業区分等を確認した上で配り分けを行うという必要がございますが、民間委託をする場合、それだけの日数、工程というのを確保する必要が生じてきます。受託事業者の負担も大きいということでございまして、一本化により効率的かつミスのない調査を実施することが可能になっていくのではないかと考えているところでございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。

それでは、まず、ロングフォーム・ショートフォームのところについて、ただ今の御説明について、御質問や御意見があればお願いしたいと思います。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。継続性というか、ショートフォームで答えていた人がロングフォーム、ロングフォームで答えていた人がショートフォームという、少なくともこの5年間の中で利用者の方が継続して項目を使うことはできて、使うときにつながられるような工夫というのはされていますか。統合に伴って断絶が起きたりせずに、速やかにこの項目はこの項目、番号になってという情報がきちんとつながる形になっていきますか。

○**小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**
農林水産省の小林です。

つながるかどうかというところですが、同じ項目、詳細項目で、ロングフォームの方で把握している項目につきましては、貸借対照表とか、あと、投資と資金調達の状況というところがあるのですが、そちらは引き続き、見直し後においても把握することとしておりますので、その部分については、同じ情報が把握できると考えています。つながるという意味では、調査項目を同じように把握しているところについては、つながっていくと考えております。

○**小西臨時委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**樫部会長** ほかによろしいでしょうか。

○**小針専門委員** すみません、1点だけ。

○**樫部会長** 小針専門委員、どうぞ。

○**小針専門委員** 実際にはロングフォームの調査票がそのまま残って、ショートフォームで書く人は記入不要な部分を書かない、調査票のはじめの部分で区分をした上で、ショートフォームの人はショートフォームの部分を書くという形なので継続性は担保されるということなのだと思うのです。多分、ロングフォーム・ショートフォームの「統合」というと、そこから両方が合体して違うものになってしまうようにこの表現だと受けとれるので、その辺りの表現の工夫は必要だったかなと思いました。

以上です。コメントなので御回答はなくて大丈夫です。

○**樫部会長** 事務局、どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。今のところ、審査メモでロング・ショートの統合というような書き方をしておりますけれども、今後、答申案をまとめていただく際には、分かりやすいというか、誤解のない表現に改めるように、また相談させていただければと思います。

○樫部会長 今までロングフォームを答えていた人はロングフォームを答えるし、ショートフォームを答えていた人はショートフォームの部分にしか答えない。ただ、質問票が1枚になっているだけだと。御指摘のような誤解を生むといけないということですね。そこは誤解のないような表現を考えていくということをお願いします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。誤解していました。

よく分かりました。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

この部分については、特にこれ以上、御質問がないようです。民間委託後も、今申し上げましたように、回答者からすれば今までと同じように答えるだけ。ただ、質問票が1枚になっていて、質問票を配り分ける事務負担が大変だが、統合してしまえば全員に同じものを配れば済み、大分負担も軽くなるという負担の軽減もあるということでもありますので、変更内容自体、特に問題になるようなものではないと考えるということで、取りまとめをしたいと思います。

それでは、次のプレプリントのところに行きたいと思います。プレプリントについての御回答、調査実施者からお願いしたいと思います。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 プレプリントの拡大についての御質問ということでございます。

調査現場の御意見としまして、多くの調査対象の方々から、プレプリントの有効性のお話があったということでございまして、一般的にも、プレプリントは統計調査実施において記入漏れ、桁間違い等に対して有効な手段と考えているところでございます。

御質問にございますようなプレプリントと同じ回答が多く項目であるなど、疑義がある場合に備えまして、電話による調査対象への照会が円滑に実施できるよう調査への協力や照会への対応を事前をお願いするとともに、その経営体への連絡が取れる手段、また、時間帯などを把握、整理しまして、民間事業者へ提供するというを考えているところでございます。また、電話による対応が困難な場合は、必要に応じて調査員の派遣ということも考えているところでございます。

また、物によっては少しだけ変えた場合というのもあろうかと思えます。提出された調査結果について、対前年比較、項目間チェックを行うということは考えております。例えば、生産概況で作付延べ面積、畜産の飼養頭数というのが変わっているのに販売金額が変わっていないといったようなことがあれば、当然、疑義照会を行うと考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見のある方、お願いいたします。

小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 これは前回の部会後に、私が質問をさせていただいたところで、御回答をありがとうございます。前回頂いた参考資料2-1と2-2で、個人と法人の調査票を見ますと、ほとんどがプレプリントになっています。ですから「大部分」という言葉だけでなく、「生産概況」以外は全てなど具体的な表現がわかりやすいですし、なぜ生産概況はプレプリントしなかったのかなども分かると思います。

私自身は、プレプリントに対しては慎重な立場です。この統計調査は非常に項目が多く、回答が難しいからこそ他計調査で長年行われてきました。急に自計調査になった際に、自分の回答が左横にプレプリントされていたら、同じものを記載したり、少し変えて記載したりが起これるのではないかと懸念します。ですので、プレプリントを導入したことに対する、追加の審査項目とか審査の方法を取り入れた方がいいのではないかなと思っています。そういう意図で、どんな審査のチェックリストを作りますかというのをさせていただきました。加えて、「大部分」をプレプリントにしなければいけなかったのかなというのが私の心配で、「大部分」をプレプリントにすると判断された、もっともな理由ということをもう一度聞かせていただけるとありがたいです。お願いします。

○樫部会長 御回答をお願いします。

○小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）

農林水産省の小林です。よろしくお願ひいたします。

まず、プレプリントを入れた最大の理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、試行調査をやったときにプレプリントがあった方が回答しやすいという意見もあったということや、私たちが現場に行ったときにも、プレプリントがあった方が書きやすいという御意見がございました。

プレプリントをすることによって、照会する側も、前年回答いただいたものが今年書いていなかったら、ここは記入漏れですかという照会もしやすいところもございまして、そのようなところがプレプリントを入れた理由ということでございます。

チェックの方については、これから考えていく必要はあると思っていますところがございますけれども、例えば、土地の状況とかとは、毎年そんなに大きく動かないというところもございまして。そういうところは、去年と同じであったら大丈夫ですけれども、例えば販売金額が同じであるとか、あと、収支項目が同じであるとか、そういうところは必ず変わると思っておりますので、そこが同じであればエラーが出るような形で審査といいますか補完といいますか、照会の方をやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○小西臨時委員 ありがとうございます。

もう一点、たしか會田委員が前回おっしゃったと思うのですが、令和9年調査は標本替えがあるからプレプリントができない点についてです。令和9年調査で、プレプリントがなくなったときには、回答者の記入が大変になるということは、今、農林水産省の方は感じていらっしゃるのでしょうか。

○**樫部会長** 御回答、お願いいたします。

○**小林農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（営農類型別経営統計班担当）**

当然、小西臨時委員の御意見というところは私どもも承知しているところでございまして、どういったことができるのかというのを令和6年の調査と令和7年の調査の2回分を検証していきたいと考えておりまして、その中でうまく結果が出せるような形で令和9年につなげていきたいなと思っているところでございます。

あまり具体的な回答になっていなくて大変恐縮なのですが、今はそのような形で2回検証しまして、令和9年にうまくつなげていければと考えているところでございます。

○**小西臨時委員** 分かりました。ありがとうございます。検証よろしくお願いします。

○**樫部会長** ほかに御質問、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

特にないようであれば、プレプリントの拡大については、調査回答者が答えやすくなるということで、拡大すること自体は皆様からそれほど否定的な御意見はなかったと思っております。ただ、プレプリントをたくさん入れますと、今、小西臨時委員の御意見もありましたように、それに引っ張られて、いろいろな問題が起こる可能性もあります。農林水産省ではいろいろチェックのことも考えていらっしゃるようですが、それが本当にうまく有効に機能するかどうか、やってみないと分からないというところもあると思いますので、調査上の留意事項として、答申の中に、必要に応じて書いていったらどうかと思っております。

さらには、今、小西臨時委員の指摘にございましたように、令和9年は当然、プレプリントがないわけですから、そのサポートがなくなるということも考慮して、令和9年調査の設計をするということも必要になってくることかなと思いますので、それについても、また改めて、答申の中で触れるようなことを考えるということかなと今は思っております。

今のプレプリントの方は御了承いただいたと整理をさせていただきたいと思います。

若干時間がありますので、それほど時間が残っているわけではありませんけれども、今回、できるだけ先に進めたいということで、議論を先に進めたいと思います。

次は集計事項の変更というところでありますけれども、ひよっとすると3時を過ぎてしまうかもしれませんけれども、なるべく先に進めたいということで、進めさせていただきたいと思います。

今回の変更について、集計事項の変更も予定されておりますので、審査メモに従って事務局からまず御説明をお願いします。

○**森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 審査メモ12ページを御覧ください。集計事項の変更といたしまして、指定品目の集計について、品目に純化した集計から単一経営の経営体の集計に変更することが計画されています。

今回の変更内容について、図表7にも文字でまとめておりますが、調査票を見ていただきながらの方が分かりやすいと思いますので、別添6の図を映しまして、こちらで説明したいと思います。

左側の現行をご覧ください。本調査では、これまで、経営体全体の経理情報について回答を求めるとともに、赤い枠のところ、農林水産省が報告者ごとにあらかじめ指定した

果樹や野菜等に係る品目の金額の割合などについても回答を求めておりました、その結果を用いて、指定品目に純化した経営データを集計していました。

それを今回、右側の調査票のとおり変更いたしまして、赤枠のところに入力させていた指定品目に係る金額割合の回答を取りやめまして、その代わりに、右下の表の方ですけれども、販売金額の多い順に複数品目の作付延べ面積等を記入させるなどして、単一経営の経営体としての集計に変更する計画です。

なお、この単一経営の経営体という用語ですが、一つの品目の販売額が全体の販売額の8割以上になったものについて、その経営体はその品目だけの単一経営の経営体とみなされ、この定義で集計することとなります。例えば、キャベツの販売額が全体の販売額のうち9割であれば、残り1割が別の野菜になりますけれども、これも含めた上で、キャベツを生産する単一経営の経営体として整理されるということになります。

この変更について、農林水産省は、資料1の審査メモの12ページ、イのところになりますけれども、これまでの経営体ごとに指定した品目の割合を記載させる方法は、報告者にとって負担が大きかったこと、また、報告者は5年固定となりますが、その期間内において報告者の状況確認が必要ということで、調査実施者としても事務負担が大きかったことを理由として説明しております。

これに対する審査状況といたしまして、報告者負担の軽減という観点や民間委託に係る制約を踏まえたもので、やむを得ないと思われるところもあつておりますが、集計される結果について、同じ品目別集計であっても、変更前後で内容が異なり、接続しないことから幾つか論点を立てております。

まず、論点のアのところですが、現状の集計について、これまで指定品目の集計については、販売額割合が異なるものを用いて集計していたこととなるのですが、それらは何を表そうとしていたのか。また、イの、今回の変更についてですけれども、①としまして、今回の変更により、単一経営の経営体の集計をするに当たり、品目別に集計に耐えられる数のサンプルが確保できるのか。また、イの②のところですが、販売額8割以上の経営体を、10割でなくてもその品目の単一経営体として取り扱うことに対する疑問について、そして、最後のウのところですが、次回の標本替え時の対応についてどう考えているかということで、複数の論点を立てております。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございました。

それでは、調査実施者の方から御回答をお願いしたいと思います。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** では、順に回答させていただきたいと思つています。指定品目の集計結果についての考え方についての御質問ということでございます。

営農類型別経営調査については、営農別の経営収支及び全農家平均収支の把握というのを主目的としておりました、当該分類については、農林業センサスに基づき標本設計を行っているというところでございます。

他方、品目別につきましては、営農類型別の経営収支を把握するために選定された、例

えば、露地・施設野菜作、果樹作等の営農類型のうち、事前に協力が得られた一部の経営体におきまして、品目に係る経営実態を把握するために目標精度を定めるなどの標本設計を行わない形で、あくまでも事例的に調査を実施しているというものでございます。

ちなみに、近年の調査対象数というのは、資料2の17ページにございますとおり、露地野菜10経営体、施設野菜30経営体、果樹10または30経営体というふうになっておりまして、この観点からも、調査結果は事例的なものになっているということでございます。

次の論点、イの①のところでございます。指定品目について表章できなくなるということがあるのではないかと御質問でございます。

設定した品目につきましては、主要な品目ということでございますので、例えば、野菜作の経営体を選定すれば、一定程度、単一経営の経営体を確保できると見込んでおります。ただ、仮に、一部品目において単一経営の経営体が3戸未満となったような場合というのは、当該品目の表章は行わないという形で整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、部門別集計と単一集計の違いに関する御質問ということでございます。

品目別の把握に当たりましては、各科目の全体に占める指定品目の割合を算出して回答する必要があったということでございまして、報告者負担が非常に大きい調査ということでございました。なかなか調査協力が得られにくいというものでございました。継続して調査の対象となっている経営体におきましても、その年の経営方針によって不作付けになったりといったような場合もございました。そのようなこともございまして、補充選定を行う必要もあり、事務負担も大きいといったことでございました。仮に、補充選定により調査対象が変更になった場合には、これは継続客体の場合もそうなのですが、作付面積を変更したりした場合、規模が大きく異なるといったようなところで集計結果が安定しないというような課題がございました。

このように、調査対象等への負担が非常に大きい調査項目であることから、当該調査項目の見直しを行うこととしたものでございます。

単一経営を集計した場合には、品目に純化した集計ではないというのはそのとおりでございます。現行の部門別集計と単純に比較することはできないと考えておりますが、品目を専業とした経営体に近い集計結果が得られるのではないかと考えておりますし、また、複合的に作付している経営体について分析が可能となるといったような利点もあるのではないかと考えているところでございます。

最後に、次期標本替えに関する単一経営の確保についての御質問ということでございます。

先ほどの回答と少し似ているところがございますが、品目別に設定した品目は主要な品目ということで、一定程度単一経営を確保できると見込んでおりますけれども、仮に、一部品目において単一経営の経営体が3戸未満となった場合には表章しないということで考えているところでございます。

以上でございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

御説明はまとめてしていただいたのですがけれども、議論は一個一個やっていきたいと思
います。最初に、アの現状の集計について、御質問や御意見があればお願いをしたいと思
います。

小針専門委員、どうぞ。

○小針専門委員 小針です。

確認ですけれども、これは初めから経営体は指定するわけではないので、その年その年
に合わせて、その年にその品目を8割以上生産していた人たちを集計するとこれぐらいな
ので、この品目の経営体の経営状況はこういうものだというのが毎年ずつ出てくるという
イメージで理解していいのですよね。

○樫部会長 農林水産省、お願いいたします。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 そのとおりです。結果として出て
くるということでございます。

○小針専門委員 ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。

確認したい点が1つと、そこからの質問ということになりますけれども、もともとここ
に書いてあるように、確定したいのは営農別の収支状況の把握、いわゆる全農家の平均収
支の把握が目的だということで、それを測定するために、今まで農林水産省で報告者に指
定品目を一つ設定して、その中の、現行のところに書いてあるような労働時間とか作付延
べ面積とか生産量を調べていました。これはあくまでも、統計を作るとき、この回答
に書いていらっしゃるように、事例的に調査をしているということは、あくまでも経営収
支を推計したいのだけれども、それがどういうところから発生しているかを見たいので品
目別に見ていましたと。そのときの品目の設定というのは、農林水産省が指定すると書い
てあるのですが、今回は、たまたま指定された品目が主たる生産物ではないケース
も今まであったと思ってよろしいものなのですかね。例えば2割ぐらいしか自分の中では
作っていないようなものでも、指定されてきてしまっていたという認識でよろしいですか。

○樫部会長 農林水産省、どうぞ。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 おっしゃるとおりです。その農家
でそれをメインに作っていたということに限定をかけているわけではございません。

○清水臨時委員 なるほど。そういう意味で今回、売上別に記述させることによって、営
農者にとっては自分の主たる作物、作農しているのが家業になるということに理解してよ
ろしいですか、これは。

○三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 おっしゃるとおりです。

○清水臨時委員 分かりました。そういう意味では、この回答はすごく理解しやすいもの
で、変更しても問題ないと思いました。推計したい対象が全農家の平均収支ということ
ですから、今までAさんにとってはマイナーなものも指定されていたものが、今度、メジャ
ーなものだけに集中して回答していただいて、そのことによって統計を作っていくという

ことですので、それによって犠牲になるところはここにまとめていただいておりますけれども、主たる統計を作るところの目的に対して合致するということですので、この変更については賛成いたします。

ありがとうございました。理解できました。

○**樫部会長** ほかに御質問、御意見のある方、いらっしゃいますでしょうか。

小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。私もこの項目は実態を理解することができる調査項目になると思います。ただ、利用者の方が、この項目をどの様に今まで使っていたかがよく分からないですが、重要な指標なので利用者が多かったのではというのが懸念です。質問は、今回の変更で得られる結果から、今後何年かは過去の調査項目を再現することは技術的には可能なのですか。

○**樫部会長** お願いいたします。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** それはできないと思います。

○**小西臨時委員** 両方ともできないということですかね。今からのでも過去も作れないし、過去でも今からののは作れないということですかね。

○**三嶋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長** 過去に遡ってやるというのも難しいし、これからも難しいということです。

○**小西臨時委員** 個票があっても難しいということなのですか。

○**樫部会長** 個票があっても、これからは全体の割合を聞かないので、小さいところの状況は分からないので、できないと思います。

○**小西臨時委員** だとすると、ここは丁寧な周知を利用者にさせていただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○**樫部会長** ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

変更自体はいいのだけれども、過去の結果とつながっていないということについて、きちんと周知をしていただきたいというお話だったかと思います。

ばらばらに一個一個やりますと申し上げたのですが、ほとんど皆様、全体について御意見をおっしゃっていらっしゃるのので、この項目全体について、御質問、御意見があればお願いをしたいと思います。

よろしいでしょうか。この集計事項の変更のところにつきまして、今の変更自体は皆様前向きに受け止められたかと思ひまして、ただ、これまでとつながらないということについて注意を喚起するように、分かりやすくしてほしいという御意見があったということで、そういう御意見を反映した答申にしたいと思っております。

それでは、ほぼ時間になりましたので、今日の審議はここでおしまいということにさせていただきます。

今日審議したところは、まとまったところについては、これでほぼまとまったというふうに申し上げまして、あと宿題で残ったところもございますので、それについては次回以

降にお答えを頂いて、引き続き議論するというような形で進めさせていただきたいと思っております。

今回は、前回お願いした資料を含めて残りの部分もできるだけ審議を進めたいと思っております。次回の部会は2月19日（月）の10時からということになります。調査業務に関するビフォー・アフター表など、前回の部会で追加説明をお願いした事項の再審議から審議を進めます。申し訳ありませんけれども、少々時間が延びるかもしれませんが、できるだけ最後まで審議を進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、今日の部会審議については多数御質問、御意見がございましたが、本日の内容に関しまして、更に御意見やお気づきの点がありましたら、時間が短くて恐縮でございますけれども、14日水曜日の5時までに事務局までに電子メール等で御連絡を頂ければと思います。

ただ、次回の部会が19日で、今日の部会でお願ひをした宿題、それから、部会終了後に出た御質問について全て回答を準備していただくというのは、かなり難しいかと思っております。一方、19日の部会の次は3月18日の部会が最後ということになっておりますので、本日の宿題などについての回答について、事務局との調整の上、次回の部会に間に合わなければどうするかというようなことを皆様に御連絡をしたいと思っております。

それから、今日の審議結果については、来月中旬に開催予定の統計委員会で私から報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。内山でございます。

本日も御審議いただきまして、ありがとうございます。次回の部会は2月19日月曜日、今度は午前中に戻りますが、10時からということで、本日と同様、会場とウェブ併用ということでお願ひをいたします。

また、先ほど部会長からお話がありましたけれども、本日の審議に関しまして、追加で御質問、あるいはお気づきの点がございましたら、来週の水曜日中で結構でございますので、メールによりまして事務局まで御連絡いただけたらと思っておりますけれども、頂いた御意見の回答、あるいは共有方法につきましては、ひとまず預からせていただければと考えております。

本日の配布資料、次回以降も使いますので、よろしくお願ひいたします。

最後のお願いでございますが、いつもながら、議事録につきまして、でき次第また御確認をお願ひいたしますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。ありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。

今日も審議に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。次回の部会の審議もよろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。